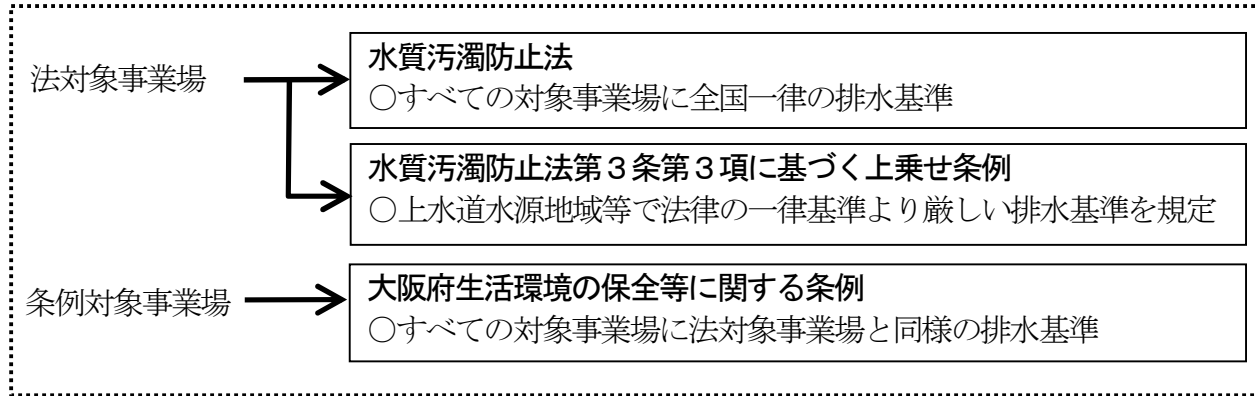


（参考） 1,4-ジオキサン等の排水基準等について（諮問時の資料）

本資料において、「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例  
 「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

**有害物質（水質汚濁防止法施行令第 2 条）**  
 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チナム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物



**今後の予定**  
 H22. 12. 1 大阪府環境審議会諮問  
 H23. 春～夏 大阪府環境審議会から答申  
 H23. 9 府議会に上乗せ条例の改正案を上程  
 併せて生活環境保全条例施行規則を改正

今回検討する各物質の規制状況と見直し概要

	環境基準		排水基準			地下浸透規制		用途	毒性
	公共用水域	地下水	法対象事業場		条例対象事業場	法対象事業場	条例対象事業場		
			水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例	水質汚濁防止法	生活環境保全条例		
1,4-ジオキサン	0.05ng/L (平成 21 年 11 月設定)		新規 0.5ng/L (審議中)	今回報告 (現在 設定なし)	同左	新規 検出しないこと (審議中)	今回報告 (現在：設定なし)	合成皮革用・反応用の溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗淨溶剤、医薬品合成原料	腎臓・肝臓への障害、発がん性
1,1-ジクロロエチレン	0.02ng/L ⇒0.1 ng/L (平成 21 年 11 月見直し)		0.2ng/L ⇒1ng/L (審議終了)	今回報告 (現在 0.02ng/L)	今回報告 (現在 上水源 0.02ng/L その他 0.2ng/L)	現在 検出しないこと (審議終了)	今回報告 (現在：検出 しないこと)	塩化ビニリデンフィルム等の合成原料	肝臓への障害
塩化ビニルモノマー	設定なし	0.002ng/L (平成 21 年 11 月設定)	設定なし		同左	新規 検出しないこと (審議終了)	今回報告 (現在：設定なし)	ポリ塩化ビニル等の合成原料	肝臓への障害、発がん性
1,2-ジクロロエチレン	設定なし (但し シス体とし て0.04ng/L)	0.04 ng/L (平成 21 年 11 月設定)	設定なし (但し シス体として 0.4ng/L)	設定なし (但し シス体として 0.04ng/L)	設定なし (但し シス体とし て上水源0.04ng/L その他 0.4ng/L)	新規 検出しないこと (審議終了)	今回報告 (現在：設定なし)	化学合成の中間体、溶剤、抽出溶剤	血液系の障害、免疫系器官への障害

「審議中」「審議終了」：中央環境審議会水環境部会の審議状況